

| | |
|--------|------------------|
| 原議保存期間 | 5年(平34年3月31日まで) |
| 有効期間 | 一種(平33年12月31日まで) |

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁刑事部長
各道府県警察本部長
各方面本部長
(参考送付先)

庁内各局部課長
警察大学校関係各部長
科学警察研究所関係各部長
皇宮警察本部関係各部長

殿

警察庁丁刑企発第144号
平成28年11月21日
警察庁刑事局刑事企画課長

公訴時効が廃止された罪に係る事件に関する検察官への連絡及び送致の際の留意事項について(通達)

公訴時効が廃止された罪に係る事件に関する検察官への連絡方法等については、「公訴時効が廃止された罪に係る事件に関する検察官への連絡及び送致について(通達)」(平成23年9月29日付け警察庁丙刑企発第63号。以下「刑事局長通達」という。)により示されているところであるが、当該連絡及び送致を行う際の留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、「公訴時効が廃止された罪に係る事件に関する検察官への連絡及び送致の際の留意事項について(通達)」(平成23年9月29日付け警察庁丁刑企発第148号)については、廃止する。

記

1 長期未解決事件に関する検察官への連絡

(1) 都道府県警察の連絡窓口

刑事局長通達1(1)により指定された検察官との連絡窓口となる者については、警察本部各部事件主管課又は庶務担当課に属する警察官が指定されることを想定している。その際、複数の者が指定されることを排除するものではない。

(2) 証拠品の処分に関する連絡の時期

刑事局長通達1(2)により行う証拠品の処分に関する連絡の時期については、個別の事件ごとに判断することとなるが、「公訴時効の廃止・延長に伴う重要凶悪事件に対する捜査の徹底について(通達)」(平成22年9月28日付け警察庁丙捜一発第170号等)1(3)において、公訴時効が廃止された罪に係る捜査本部設置事件に関し、一定の時期に専従捜査員を一定期間配置して捜査を徹底することとされているところ、その際に個々の証拠品の価値の再吟味等も行われるものと考えられるため、このような機会に併せて上記連絡を行うことも検討すること。

2 未検挙事件の送致の検討

日本人の平均寿命を踏まえると、人は100歳に達したと認められるときには死亡している蓋然性が高いと考えられることから、刑事局長通達2(1)アの「被疑者が死亡している蓋然性が高いと認められるに至った」場合とは、通常は被疑者が100歳に達したと認められるときとする。したがって、例えば、指紋等から被疑者が特定されており、その年齢が犯行時50歳であった場合は、犯行時から50年が経過したときとなる。

なお、被疑者の年齢が不明である場合は、被疑者は犯行時20歳であったものとみなすこととし、犯行時から80年が経過したときに被疑者が100歳に達し死亡している蓋然性が高いと認められるに至ったとする。